

いずみ会議所だより

発行所/和泉商工会議所
 〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1-10
 TEL: 0725-53-0330 FAX: 53-4747
 ホームページ: <http://www.izumicci.jp>
 Eメール: info@izumicci.jp

大阪府では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けており、現在協力金や支援金を受給できていない事業者に対し、事業継続等を支援するため「一時支援金」を支給する予定です。

本支援金の「申請方法等」の詳細は、令和3年9月定例府議会において補正予算が成立した後、準備が整い次第速やかに公表します。

本支援金の「対象者」は、国の「月次支援金」（4月から8月分のいずれか）を受け取っておられる方です。

「月次支援金」を受給されていない方は、まずは「月次支援金」の申請を行ってください。

国の申請期間や制度の概要は、ホームページ https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html でご確認ください。

（8月分の月次支援金の申請期間は、令和3年9月1日から10月31日です。）

大阪経済・雇用を支える
 取組みの推進

中小法人・個人事業者等に対する一時支援金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者等に対し、
 幅広く事業継続等を支援するため「一時支援金」を支給

予算規模：111億円

要件

国の「月次支援金」（今年4～8月分のいずれか）を受け取っている中小法人・個人事業者等

《対象外》営業時間短縮等協力金、大規模施設等協力金の支給対象者 及び 酒類販売事業者支援金の受給者

（参考）月次支援金（国制度）

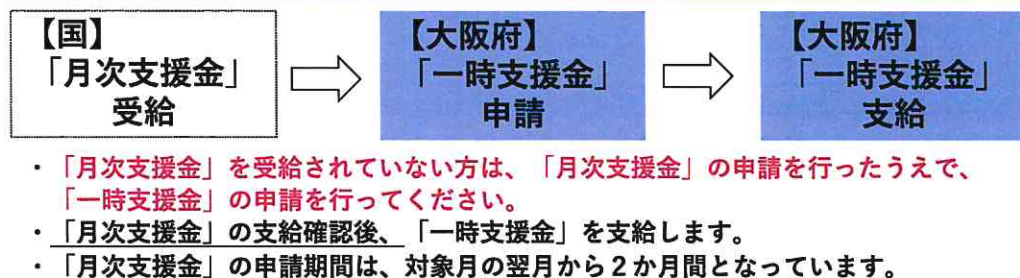
- ・ 月間売上が前年比（前々年比）で**50%以上減少**した事業者を対象に、売上の減少額を給付
 → **中小法人等：上限20万円、個人事業者等：上限10万円**
- ・ 飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていることが要件

支給額

中小法人等：50万円
 個人事業者等：25万円

※1事業者に対し1回の支給

「一時支援金」支給までの流れ



※ 本支援金は、令和3年9月定例府議会での補正予算の成立を前提として実施するものであり、予算が成立しない場合には実施いたしません。

本支援金のお問い合わせについては、後日、専用コールセンターを開設して対応させていただきます。

詳しくは大阪府のホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/> にてご確認ください。

令和3年度会員親睦事業について

新型コロナウイルス感染症につきましては、多くの人々の生命や健康、生活、経済に大きな影響を及ぼし、未だ終息の兆しが見えておりません。こうした中で参加者皆様のお身体の安全を第一に考慮した結果、苦渋の決断ではございますが、**会員親睦ゴルフ大会については延期、会員親睦伊勢神宮初詣については中止**とさせていただきます。

参加を楽しみにしておられた皆様には、安心・安全を最優先に考えての決定であることをご理解賜りたく、何とぞよろしくお願い申し上げます。

第8期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金のご案内

要請期間：令和3年9月1日（水曜日）から9月30日（木曜日）まで

申請受付期間：令和3年9月24日（金曜日）から11月4日（木曜日）まで

令和3年9月1日から9月30日の間、施設の休業および営業時間短縮の要請にご協力いただいている大阪府内の飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、事業規模（売上高）に応じて営業時間短縮等協力金を支給いたします。

主な支給要件

1. 大阪府内に要請対象施設（飲食店、遊興施設、結婚式場）を有すること
※ 食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗であること
2. 令和3年9月1日から9月30日までの期間において、以下の①又は②のいずれかの要件を満たすこと
 - ①通常午後8時を超えて営業する店舗において、酒類の提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）及びカラオケ設備の提供をしないで、午後8時までに営業時間を短縮又は休業すること。
注 通常営業において、酒類又はカラオケ設備の提供をしない場合を含みます。
 - ②通常午後8時までの時間帯に営業している、酒類の提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）又はカラオケ設備を提供する店舗において、休業すること。
注 酒類及びカラオケ設備の提供を元々行っておらず、通常、午後8時までの時間帯のみ営業している店舗は、第8期協力金（早期給付を含む）の支給対象外となります。

要請期間

全期間 令和3年9月1日（水）～9月30日（木）＜30日間＞

期間1 令和3年9月1日（水）～9月12日（日）＜12日間＞

期間2 令和3年9月13日（月）～9月30日（木）＜18日間＞

※ 期間1又は期間2のいずれかのみ要請を遵守した場合も、本協力金の対象となります。

支給額

飲食業の売上高、または売上高減少額に応じて、支給額が決定します。

	支給額	売上高方式（イメージ）
売上高方式 （中小企業等）	4～10万円／日 × 日数 ※30日の場合、120～300万円	
売上高減少額方式 （大企業） ※中小企業等も選択可能	0～20万円／日 × 日数 ※30日の場合、0～600万円	

※売上高は、消費税・地方消費税を除いた額になります

申請方法

パソコン・スマートフォンで申請いただけます。大阪府ホームページで申請書類等の詳細を必ずご確認ください。大阪府行政オンラインシステムにアクセスし、申請してください。

オンライン申請のメリット

- ・これまでの協力金（第1～7期）に申請がある場合、入力が省略でき、簡単に申請できます。
- ・マイページで、いつでも申請状況が確認できます。
- ・郵送にかかる費用が節約できます。

第8期協力金 大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyouryokukin/kyoryokukin-8ki/index.html>


※オンライン申請以外にも郵送申請がご利用いただけます。郵送の場合は府民お問合せセンター情報プラザ等に配架の申請書類をご活用いただくか、又は府ホームページから申請書類を印刷してご申請ください。提出期限は令和3年11月4日（木）まで（消印有効）となります。

お問い合わせ先

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（平日、土曜日の午前9時から午後6時まで）

☎ 06-7178-1342

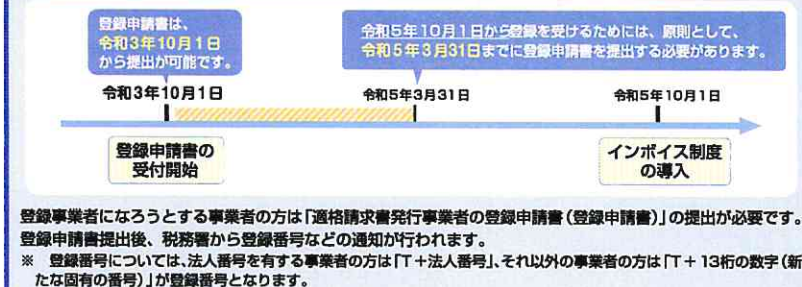
※日曜日を除く。9月23日（木・祝）、11月3日（水・祝）は開設します。

令和3年10月1日から登録申請書受付開始!

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

制度導入までのスケジュール



登録申請は、**e-Tax** をご利用いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、
専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 詳しく知りたい方は、
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



インボイスってナニ?

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

電子データ(電子インボイス)でもOK!

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月 <インボイス> 令和5年10月~

請求書	記載事項
〇〇株式会社 請求書 御△△	① 請求書発行事業者の氏名又は名称
●年●月●分	② 取引年月日
■月▲日 割りばし 550円	③ 取引の内容(軽減税率対象税率の対象品目である旨)
■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円	④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
合 計 43,600円	⑤ 買手の交付を受ける事業者の氏名又は名称
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	
※は軽減税率対象	

請求書	記載事項
〇〇株式会社 請求書 御△△(T1234...)	区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
●年●月●分	① 登録番号(課税事業者のみ登録可)
■月▲日 割りばし 550円	② 適用税率
■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円	③ 税率ごとに区分した消費税額等
合 計 43,600円	
(10%対象 22,000円 内税 2,000円)	
(8%対象 21,600円 内税 1,600円)	
※は軽減税率対象	

「インボイス制度」ってナニ?

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。



インボイス制度導入に当たっての事前準備について

適格請求書発行事業者の登録

適格請求書等保存方式(インボイス制度)は、買手が仕入れに係る消費税について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、適格請求書(インボイス)の保存を必要とするものです。

インボイスを交付するためには、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受ける必要があります。

- ・ 適格請求書発行事業者は、課税事業者として申告納税義務が生じます。
- ・ 取引の相手方(課税事業者に限る)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。
- ・ 適格請求書発行事業者以外はインボイスを交付できません。

インボイス制度導入に当たって適格請求書発行事業者の事前準備

➤ 売手の立場としての事前準備

- ・ 自身が行う取引において、①何をインボイスとするか(請求書、納品書、レシートなど)、②インボイスの交付方法(電子インボイスの提供など)を検討。
- ・ インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修等。
- ・ 継続的に取引を行う取引先である買手に対して、①適格請求書発行事業者の登録・登録番号、②交付するインボイスの様式、③インボイスの交付方法の連絡等。
- ・ インボイス制度に係る社員研修の実施。

➤ 買手の立場としての事前準備

- ・ インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等。
- ・ 継続的に取引を行う取引先である売手に対して、①適格請求書発行事業者の登録の有無、②受領するインボイスの様式、③インボイスの受領方法の確認等。
- ・ インボイス制度に係る社員研修の実施。

早期に登録申請していただき、余裕を持った事前準備を!!

小規模事業者の方へ

持続化補助金 <低感染リスク型ビジネス枠>

補助金で、ポストコロナへのあなたのチャレンジを支援

小規模事業者支援プロジェクト!

最大 100万円

本事業は、コロナ対策として顧客や従業員等との接触機会を今よりも減らすため、新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入を行う小規模事業者を支援する事業です。

補助率 **3/4**
補助上限額 **100万円**

申請期間

第4回 受付締切日 **2021.11.10** | 第5回 受付締切日 **2022.1.12** | 第6回 受付締切日 **2022.3.9**

申請について

電子申請でのみ受け付けます(Jグランツ)。
電子申請の方法や必要な書類、制度詳細は、事務局HPからご確認ください。

持続化補助金低感染リスク型コールセンター

03-6731-9325

受付時間 9:30~17:30(土日祝日除く)

事務局HPはこちら▶ <https://www.jizokuka-post-corona.jp/>

対象者は?

※下記に該当する小規模事業者と要件を満たす特定非営利活動法人が対象

商業・サービス業 常時使用する従業員の数 **5人以下** | 宿泊業・娯楽業、製造業その他 常時使用する従業員の数 **20人以下**

補助対象となる経費は?

- | | | |
|----------|---------|----------------------------------|
| 1 機械装置等費 | 2 広報費 | 3 展示会等出展費
(オンラインによる展示会等に限る) |
| 4 開発費 | 5 資料購入費 | 6 雑役務費 |
| 7 借料 | 8 専門家謝金 | 9 設備処分費 |
| 10 委託費 | 11 外注費 | 12 感染防止対策費※
(換気設備、アクリル板、マスク等) |

※感染防止対策費は補助金の1/4まで経費として認められます。
(例:補助金100万円の申請であれば、そのうち25万円まで可)

緊急事態措置に伴う特別措置

緊急事態措置に伴う飲食店の時短営業や外出自粛等の影響により、当該措置が実施された月の売上が、2019年又は2020年同月比30%以上減少した事業者は審査の際に加点します。

さらに感染防止対策費について、補助金の1/2まで経費として認められます。

実際にどんな事業が採択されたの?

- キッチンカー導入による地元食材を使ったカレーのテイクアウト販売
- 地場野菜・銘菓が買える看板型自動販売機による非対面販売事業
- 自動セルフチェックインシステム機の設備導入による旅館業の低感染経営
- 新規事業としてのオンライン美容カウンセリングのwebシステム導入
- 無観客イベントが可能なオンライン配信サイト構築
- カフェテーブル席の個室化のための店舗改装
- 店内商品をネットで販売するためのECサイト構築
- 自動見積りシステムと職人マッチングアプリによるオンライン受発注管理
- 賃貸物件オンライン内覧用動画制作と電子契約システムの導入による非対面化
- オンライン英会話レッスン講座新設のためのwebサイト構築

「丸わかり!小規模事業者持続化補助金(低感染)」

支援内容や申請手順等を解説しているガイドブックです。

ガイドブックは事務局HPからもダウンロード可能

<https://www.jizokuka-post-corona.jp/>

丸わかり!
わかりやすい!



ガイドブックの
ダウンロードはこちら▼



和泉市産業振興プラザ 試作開発室(工場・事務所) 随時募集中

～ものづくり企業の成長を応援～

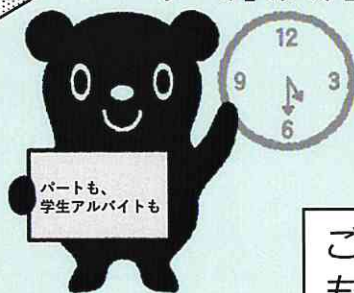
- ◇所在地が標高約100m内陸型産業団地で、高速道路入口付近に位置する。
- ◇和泉商工会議所・大阪産業技術研究所などが近く、安心の環境です。
- ◇和泉商工会議所・テクノステージ和泉まちづくり協議会セミナー等で情報を得やすい。
- ◇1年間利用料50%補助。複数の部屋を利用する時には、2部屋目以降を25%減額!!

1. 所在地 和泉市テクノステージ3丁目1番10・11号
2. 利用料等 (南館) 試作開発室(工場型) 面積: 約100㎡ 利用料: 127,500円~ (消費税含む)
試作開発室(事務所型) 面積: 約60㎡~ 利用料: 109,600円~
・ 共益費... 24,600円~(419円/㎡)
※保証金... 月額利用料(消費税を除く)の3ヵ月分
(駐車場) ・ 利用料... 1台1月につき5,500円
・ 保証金... 月額利用料(消費税を除く)の2ヵ月分
3. 利用期間 5年以内。(条件により5年以内延長の制度有)
4. 利用資格 ものづくりに携わる中小企業。(和泉市産業振興プラザ条例により審査のうえ決定します。)



5. 利用料補助
和泉市が共益費を除く利用料の50%を1年間補助する制度が有ります。
(和泉市産業振興プラザ利用促進補助金交付要綱)
南館を2部屋以上利用の場合は、利用料を2部屋目から25%減額します。
6. 空室状況等お問合せ・資料請求
〒594-1144 和泉市テクノステージ3丁目1番10号
和泉市産業振興プラザ 指定管理者 和泉商工会議所
TEL 0725-58-7887
FAX 0725-58-7143

令和3年10月1日から



最低賃金制度のマスコット チェックマン

大阪府の最低賃金は 時間額 992円



使用者も労働者も、必ずチェックしましょう！

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課 TEL 06-6949-6502
もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

最低賃金の確認方法は？

① 時間給の場合	時間給 ≥ 最低賃金額
② 日給制の場合	日給 ÷ 1日の平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額
③ 月給制の場合	月給 ÷ 1年における1か月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額
④ 請負給（出来高払）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 ÷ その期間の総労働時間 ≥ 最低賃金
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 ≥ 最低賃金

最低賃金の計算から除外するものとは？

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ④ 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

大阪府最低賃金について詳しくは
大阪労働局ホームページをご覧ください。



賃上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ 事業主支援制度のご案内

支援制度1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！ ～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。

働き方改革に取組み、社員のモチベーションアップ・生産性の向上を目指しませんか。

- 専門家（社会保険労務士）が、相談窓口はもちろん、電話・メール・オンライン・訪問など、ご希望の形で相談支援を行います。
- 「人材確保のための労務改善」「新型コロナウイルス感染症への対応」などのご相談にも対応します。
- 就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。
- 地方公共団体・事業主団体・経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。

詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**
 TEL:0120-068-116 Email:hatarakikata@sr-osaka.jp HP:http://www.sr-hatarakikata.jp
 受付：平日 9:00～17:00（水曜のみ 18:00まで）

どの支援が合うか迷ったら、
このセンターに相談してみよう！



支援制度2 賃金引上げを応援する制度

●業務改善助成金（2021（令和3）年度）※中小企業向け（令和4年1月31日まで）

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

※令和3年8月1日から特例として、コースを新設し、同一年度内2回まで申請が可能になりました。
特に業況の厳しい事業主には、助成限度額引上げや設備の認定範囲を拡充する等の措置もあります。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL03-6388-6155

もしくは **大阪労働局雇用環境・均等部 企画課 助成金第一係** 大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎8階 TEL:06-6941-4630



●キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）※中小企業以外も利用可能

すべて、または一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成を受けることができる制度です。（業務改善助成金と併給調整になる場合があります）

●雇用調整助成金等の要件緩和 ※中小企業向け

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件を問わず支給します。

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター** 大阪府中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



●その他の賃上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業等事業再構築促進事業

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。最低賃金枠を創設し、業況が厳しく最低賃金近傍の従業員が一定数以上の事業者には補助率・採択率を優遇 詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター：0570-012-088**

(2)所得拡大促進税制

青色申告書を提出している法人や個人事業主が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った結果、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度 詳しくは、**中小企業税制サポートセンター：03-6281-9821**

(3)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む事業主に対し、設備資金や運転資金を特別利率で融資 詳しくは、**日本政策金融公庫：0120-154-505**



CLUB CCI

新規入会キャンペーン

CLUB CCIは東京商工会議所が運営する
商工会議所会員限定の福利厚生代行サービスです
従業員の皆さまの生活の充実をサポートします

《キャンペーン対象》

2021年10月から2022年2月に
CLUB CCIに新たに入会した事業者の方

月会費 2か月無料

※4か月間(無料期間2か月+有料期間2か月)以上、同一プランへの継続加入を条件と致します。

※プラン変更、メンバー入会(追加加入)はキャンペーンの対象とはなりません。

■ 選べる4つのプラン

詳細はこちら →



プラン名	特徴
バフェプラン	宿泊やレジャーのほか ショッピング、育児・介護の補助まで幅広いメニューで充実のプラン
ライトプラン	バフェプランの宿泊料金に1,000円/人アップ。ショッピングや施設利用料などはバフェプラン同等のお手頃プラン
えらべる倶楽部	JTB取扱の宿泊商品を2,000円～500円/人割引で利用できる宿泊・旅行メニュー 充実のプラン
ライトプラン	宿泊商品500円/人割引、その他利用可能メニューはえらべる倶楽部と同等な月額料金を抑えたプラン

■ プランごとの月会費

各プランとも従業員数に応じて月会費が異なります。
従業員数×月会費のご請求となります。

**入会金
無料**

従業員数	1～99名	100～999名	1000名以上
バフェプラン	1,100円	990円	880円
ライトプラン	785円	702円	628円
えらべる倶楽部	785円	702円	628円
ライトプラン	550円	500円	450円

※月会費は従業員数1名あたり、税込(消費税10%)で表示

■ 最大3親等で利用可能

- バフェプラン(バフェプランライトを含む)
宿泊・旅行メニューのご利用範囲(3親等まで)
- すべてのプランのご利用範囲(2親等まで)

※各親等の配偶者もご利用いただけます。



バフェプラン

ライフサポートメニューは2親等、宿泊・旅行メニューは3親等までのご家族でご利用いただけます。

えらべる倶楽部

ライフサポートメニュー、宿泊・旅行メニューともに2親等までのご家族でご利用いただけます。

■両プランとも宿泊・旅行メニューをはじめ、会員が同行されないご家族だけの利用が可能なメニューも多数ご用意しております。ID・パスワードをご家族で共有して、ご利用いただけます。(会員規約等に基づき、会員様の管理のもとご利用ください)

■ CLUB CCIの豊富なメニュー

日常の様々な場面で利用できる、お得なメニューを揃えています。
社内担当者を介さず、自由にご利用いただけます。

旅行・レジャー	グルメ
映画・エンタメ	育児・介護
ショッピング	Eラーニング
ビューティー・リラクゼーション	セミナー・イベント
健康・スポーツ	資産形成・ライフプラン

【お問い合わせ先】 和泉商工会議所 総務課 TEL 0725-53-0320

半世紀で加入企業100万社以上の実績！

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

国の制度だから

安心

国から掛金の助成を受けられます

社外積立だから

簡単

従業員ごとの納付状況や退職金試算額をお知らせします

掛金は全額非課税だから

有利

節税に加え、手数料もかかりません



加入範囲、広がっています！▶ 事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も、一定の要件を満たしていれば加入できます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう
略称：中退共

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211
http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/

詳しくは ▶

中退共

検索



新会員のご紹介コーナー

(順不同)

株式会社 ワクスクリーン

代表取締役 若松 章 裕

ビルメンテナンス業

〒594-0081

和泉市葛の葉町1-4-43-2

TEL 0725-44-1554

絆美工業

代表者 渡邊 裕 之

機械器具設置

〒594-0082

和泉市富秋町2-12-25

TEL 080-4237-4067

(株) 心華

代表取締役 常盤 尚 子

着付け業

〒594-1155

和泉市緑ヶ丘

TEL 070-2319-8944

シエルクレール

代表者 坂元 花 美

フラワー業

〒594-1105

和泉市のぞみ野3-10-3

TEL 0725-51-0250

正食の店 青山

代表者 青山 有 子

小売業

〒594-1102

和泉市和田町287-2

TEL 0725-56-6117

合同会社 One Clover

代表社員 島谷 竜 一

福祉業

〒594-0065

和泉市観音寺町844-1

TEL 0725-46-0080

達磨テック株式会社

代表取締役 藤田 富 裕

内装工事業

〒557-0002

大阪市西成区太子1-13-28

TEL 06-6632-6445

ロジカルインタラクション合同会社

代表社員 奥野 保 代

英語学習塾

〒594-0022

和泉市黒鳥町3-11-33

TEL 0725-44-0751

あなたのそばで、安心を届けたい 大阪府火災共済



〈普通火災共済〉〈総合火災共済〉(100万円当り1年分)

住宅物件の掛金例

	普通火災共済	総合火災共済
	共通	建物 家財
マンション	290円	600円 640円
鉄骨造	680円	1,090円 1,400円
木造	1,460円	2,140円 2,480円

普通物件(店舗・作業所・事務所)の掛金例(注)

	普通火災共済	総合火災共済
	共通	建物 什器・備品
コンクリート	450円	790円 850円
鉄骨造	1,370円	1,710円 1,770円
木造	2,140円	3,010円 3,140円

(注) 飲食店・危険作業等をする場合や、商品等を対象とする場合は、別に定めております。

※ 本文書はご案内文書です。

その他お支払いできない場合など詳細は、当所または組合までお問合せ下さい。

【取扱代理所】和泉商工会議所 ☎ 0725-53-0330

【引受組合】大阪府火災共済協同組合 【共同元受先】全日本火災共済協同組合連合会

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した
セーフティネット

安心の材料を
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたは

パンフレットをご覧ください

共済相談室 TEL. 050-5541-7171

【受付時間】 平日 9:00~17:00

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に

掛金月額額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

チャットボット

なら

24時間・365日
お問い合わせに
お答えします

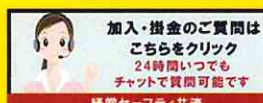
加入資格・手続きについてのご質問を
チャットでご回答いたします。

詳しくは右記のQRコード又はホーム
ページからご確認ください。



小規模共済

検索



経営セーフティ共済

検索

Be a Great Small.
中小機構

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

新しい働き方・休み方を実践するために、**年次有給休暇**を上手に活用しましょう。

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

● 年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。



● 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

1) 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式の導入例

例えば、毎週金曜日に年次有給休暇の計画的付与を活用すると？

年次有給休暇を土日と組み合わせると、連続休暇になります。また、□点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること（プラスワン休暇）も考えられます。



2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者 例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日	15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる	事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

● 時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。
(例) 所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

広告募集中!!

● 広告料金/会員1ヶ月11,000円(消費税込み)

掲載内容

- 寸法(約)/縦6.4cm、横11.2cm
- 発行部数/約2,300部
- 年間契約/12回掲載の時は、1回分サービス

将来の心配は、ほっとけん。

紀陽に相談ね♪

紀陽の保険 ほっとけん

医療保険・がん・終身・個人年金・定期・収入保障保険もお取り扱い中。

銀行をこえる銀行へ 和泉寺田支店 ☎0725-45-1771 和泉市寺田町1-5-33(寺田バス停前)

紀陽銀行 和泉中央支店 ☎0725-57-3371 和泉市いぶき野5-1-11(エコーいづみ GMS横1階)

X7 Debut

本店 ☎599-8271 堺市中区深井北町3401番地 TEL:072-277-2300

貝塚店 ☎597-0082 貝塚市石才285-1 TEL:072-438-2300

なんば店 ☎556-0023 大阪市浪速区稲荷1丁目12番14号 TEL:06-6568-2081

BMW 正規ディーラー

Elbe BMW

エルベオート株式会社 <https://elbe.bmw.jp>